

令和3年度 成田市意思疎通支援事業運営委員会会議録概要

日時	令和4年1月6日(木) 9:30~12:00	会場	成田市行政棟3階第2応接室
出席委員等(計9名)			
【出席委員5名】 成田市聴覚障害者協会 会長 成田市聴覚障害者協会 事務局長 社会福祉法人 社会福祉協議会 地域福祉係長 意思疎通支援者(成田市設置手話通訳者) 意思疎通支援者(成田市設置手話通訳者)			
【事務局4名】 成田市福祉部障がい者福祉課 瀬尾課長、吉野係長、中澤主任主事、長谷川主事			
議事概要			
【報告】 1. 令和2年度初級手話講習会の実績について 2. 令和2年度、令和3年度上半期意思疎通支援事業実績(別紙1参照) 3. 令和3年度手話奉仕員養成講座の実施状況について(別紙1参照) 4. その他			
【議題】 1. 令和4年度手話奉仕員養成講座について 2. 成田市意思疎通支援事業要綱の改正の検討について 3. 意思疎通支援事業運営委員会議事録のHP上の掲載について 4. 遠隔手話通訳の導入について 5. その他			

【報告】 1. <u>令和2年度初級手話講習会の実績について</u> 『委員』 成田市聴覚障害者協会のご協力のもと、1月から3月にかけて予定通り全7回開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大のため、上限人数を16名とし、延べ105名の参加となりました。			

この講習会は市民からの申し込みが殺到する人気の高い講座であり、今後も継続していきたいと思っています。

令和3年度は保健福祉館の多目的ホールにて開催予定で、上限人数 24 名のところ 27 名申し込みがありました。すでに 2 名の受講キャンセルがありましたが、現在 1 名キャンセル待ちの状態です。新型コロナウイルス オミクロン株の感染急拡大に伴い、さらにキャンセルが増える可能性もあります。

2. 令和2年度、令和3年度上半期意思疎通支援事業実績（別紙1参照）

『事務局』

令和2年度の年間実績は 1,687 件で、令和3年度の上半期実績は 1,047 件で、このまま推移すれば令和2年度よりも大幅に増えることが見込まれます。

コロナ禍における外出自粛等で、手話通訳と要約筆記を希望する方は増えている一方で、この2年間はイベントなどの中止により、行政や団体からの依頼は激減している状況です。

成田市では遠隔手話通訳サービス（J-TALK アプリ）の登録者は3人のみで、その中でも申請はありませんでした。今後はこのサービスの啓発周知が必要であると考えております。

現在、県の遠隔手話通訳サービスはコロナ対応のみで他のサービス依頼ができない中、派遣依頼の件数が減少すると予想していましたが、病院への通院派遣依頼が多く昨年度より増加する見込みとなりました。

3. 令和3年度手話奉仕員養成講座の実施状況について（別紙1参照）

『事務局』

令和2年度の実績は前期 14 名、後期 15 名の合計 29 名で、令和3年度は前期 17 名、後期 16 名の合計 33 名で微増となりました。新型コロナウイルス オミクロン株が急拡大している中、感染状況に注意して残りの講座を開催していきたいと思っています。

また、成田市障がい福祉計画では修了者の数値目標を前期後期合算し 40 名としているので、今年度は下回る見込みですが、来年度は目標の 40 名を目指して開催していきたいと考えています。

4. その他

『委員』

特にございません。

【議題】

1. 令和4年度手話奉仕員養成講座について

『事務局』

本年度の手話奉仕員養成講座の日程については、数回を残しておりますが、本年度の前期及び後期講座については、昨年度同様にもりんぴあこづ（公津の杜コミュニティセンター）にて開催してまいりました。

来年度の手話奉仕員養成講座については、会場を成田市男女共同参画センターにて開催したいと思っております。なお、応募者の募集については、例年のとおり4月15日号の広報なりた、市のホームページにて募集したいと考えております。

委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

『委員』

異議ありません。

『事務局』

本年度の講座についても、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、日時の変更等を余儀なくされました。来年度も同様の可能性があります。できる限り開催できるように努めてまいりたいと思っております。

また、受講者の応募に関しましては、本年度の初級手話講習会の受講者の方にもお声かけし、参加を勧奨したいと思っております。

2. 成田市意思疎通支援事業実施要綱の改正の検討について

『事務局』

来年度の意思疎通支援事業運営委員会において、成田市意思疎通支援事業実施要項の改正について話し合いをしたいと考えております。

国・県では、意思疎通支援事業は、聴覚障がいや言語障がいのある方への手話通訳等の提供等はもちろんのこと、視覚障がい、ALSなどの難病や、失語症のある方で意思疎通支援が必要な方への意思疎通支援を含むものとしております。そのため、本市としても、意思疎通支援事業を、より多くの意思疎通支援を必要とする方への支援として事業計画を掲げております。

これを受けまして、様々な状況により意思疎通支援を必要とする方への支援を検討するために、本委員会のほか、成田市の意思疎通支援事業を定める成田市意思疎通支援事業実施要綱を改正し、委員についても、視覚障がいの方やその支援者、難病をり患されている方やその支援者、失語症など高次脳機能障がいのある方などにもご参加いただくようにしたいと考えております。

委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

『委員』

この委員会に例えば視覚障がい者の方が参加するということですか。本委員会は聴覚障がい等のある方への支援を検討する場であり、専門的な内容であるため、様々な状

況により意思疎通が必要な方はいらっしゃるのかもしれませんが、本委員会への参加は難しいのではないかと思います。また、視覚障がいのある方への支援などを本委員会参加者が検討するのは、それぞれ専門的な知識等が必要のため、様々な状況による意思疎通支援の必要性をまとめて意思疎通支援事業として検討するのは難しいのではないのでしょうか。

『事務局』

本委員会の参加者を拡大し、様々な状況において意思疎通支援が必要な方への支援の必要性について検討するように、成田市意思疎通支援事業実施要綱の改正を検討しようとするものです。

『委員』

意思疎通支援事業実施要綱の成立の沿革については、手話通訳等に関する実施要綱を策定するために成立した沿革があると思います。この要綱内容に改正を行うことはやはり難しく、その他の意思疎通支援については、別の事業や会議で検討を行うのがいいのではないのでしょうか。

『事務局』

おっしゃるとおり、意思疎通支援事業実施要綱が成立した当時は聴覚障がい・言語障がいのある方を対象として成立されたものですが、その後国・県において改正がありました。例えば、現在県で開催される意思疎通支援者の研修は手話通訳もちろんですが、視覚障がいの方や言語障がいの方への支援も行っております。つまりは、現在の意思疎通支援事業とは、聴覚障がい・言語障がいをお持ちの方のみならずより多くの意思疎通支援を必要とする方を対象とした事業と考えられます。

そのため、聴覚障がい等のある方への支援については、引き続き本委員会参加者の方による部会として開催し、聴覚障がい等のある方への支援は当該部会として検討を行い、同様に視覚障がいの方の部会、難病の方の部会、失語症の方の部会等それぞれで部会を開催したうえで、全体的な検討や意見聴取を行うこととする成田市意思疎通支援事業運営委員会において全体的な検討を行う方法がよいのではないかと考えております。

このような位置づけができるかの整理、検討も踏まえ、現在の要綱の改正案を事務局として検討し、議事として委員のみなさまからの意見をいただきと考えております。

改正案に関して、みなさまの意見を伺うために、来年度の開催については、複数回の開催する可能性もありますのであらかじめご協力をお願いしたいと思います。

3. 意思疎通支援事業運営委員会議事録のHP上の掲載について

『事務局』

成田市議会の一般質問において、本委員会の議事録を市のホームページ上で公開す

ることについてご意見をいただきました。

以前から議事概要の公開については論点として挙がっていたため、本年度の議事録から、議事概要を障がい者福祉課ホームページ上で公開することとしたいと考えております

また、当該公開内容について、補足をさせていただきますと、公開をしようとする議事概要に個人情報を含む内容もあるかもしれませんので、まずは当事務局にて議事概要を作成し、内容を委員の皆様を確認のうえ、準備ができ次第昨年度分から公開したいと考えております。

委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

『委員』

異議ありません。議事概要が作成されましたら内容を確認させてください。

『事務局』

市で行う会議は基本的に原則公開であり、特段の事情がない限りは公開するよう別途考えていきます。

4. 遠隔手話通訳の導入について

『事務局』

昨年度の本委員会においても、検討しておりました本議題について、来年度予算案として運用できるよう検討しております。

昨年度の検討案では、遠隔手話通訳の提供にあたり、設置手話通訳者の不在時等の利用だけでなく、災害時の利用についても視野に入れ、複数台のタブレット運用案を今後財政当局に要望していくところとお話させていただきましたが、令和4年度の導入案については、タブレットの運用台数を2台として要望しております。

運用規模としては縮小しておりますが、遠隔手話通訳導入の目的を設置手話通訳者不在時における遠隔手話通訳の提供ができるように改善しようとするを第1義的に優先しようとするものであります。

なお、遠隔手話通訳の利用については、前述の成田市議会の一般質問において、早期の導入をするようにご意見をいただいております。

委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

『委員』

異議ありません。台数は何台利用されるのですか。

『事務局』

タブレットの利用は2台の予定ですが、実際に市民の方に供するタブレットは1台となります。タブレットを導入することを最優先するため、当初の予定台数の5台ではなく最低台数の2台としています。

『委員』

わかりました。

タブレットの導入に伴い、成田市の設置手話通訳者への影響はありますか。

『事務局』

令和3年から令和5年は、設置手話通訳者は増員せず2名配置としており、さらに遠隔手話を検討するとしていますので影響はございません。

5. その他

- 手話言語条例について

『委員』

先日、千葉県聴覚障害者協会より成田市の手話言語条例について問い合わせがありました。どう考えていらっしゃいますか。

『事務局』

昨年度（R2年度）の本委員会での話し合いの際、委員の皆様で、条例を作った方が良いのではというご意見と、千葉市のように条例がなくても支援は充実させることはできるというご意見とありましたので、成田市の今期の障がい福祉計画・障がい児福祉計画にも条例の制定については記載しておりません。

『委員』

現在は成田市意思疎通支援事業実施要綱の内容で十分と考えております。しかし、もし要綱を改正するとなると、場合によっては条例の制定も検討しなくてはいけないかもしれないと少し思います。

ただ、条例を作る場合は予算など様々な検討すべき課題も出てくるかと思しますので、条例を作る場合はよく考えなければならないと思います。

『事務局』

条例を作らずとも支援体制が整えられればそれでよいと思いますし、もし条例が必要となれば委員の皆様にご相談のうえ進めていきたいと思っております。

- 手話通訳者養成講座「手話通訳Ⅰ」の協力について

『委員』

手話奉仕員養成講座（前期・後期）修了後、千葉県手話通訳者養成講座を受講するよう促していますが、全国手話通訳者統一試験の千葉県の受験者の合否結果があまりよくありません。

来年度の千葉県手話通訳者養成講座の東総ブロック会場を成田市で開催したいと思

っており、成田市で手話通訳者を増やし育てていきたいと考えております。この養成講座は千葉県から委託された千葉県聴覚障害者協会千葉聴覚障害者センターが開催し、5月スタートで全36回を予定しています。

『事務局』

講座のスケジュールを確認し次第、日時と場所を調整してできる限りの協力をしていきたいと思えます。

・令和4年度健康・福祉まつり

『委員』

今年の健康・福祉祭りはいかがでしょうか。

『事務局』

まだ決まっていません。

『委員』

開催するなら準備が必要ですので、決まり次第教えてください。

『事務局』

わかりました。